

名古屋港における船舶と陸地との間の交通場所並びに
貨物の積卸場所の指定についての一部改正について

関税法（昭和29年法第61号）第24条第1項の規定により、「名古屋港における船舶と陸地との間の交通場所並びに貨物の積卸場所の指定について」（昭和35年公示第84号）の一部を下記のとおり改正し、同法施行令（昭和29年政令第150号）第22条第1項の規定により公告する。

令和元年10月17日

名古屋税関長 秋田 潤

記

1. 記1を次のとおり改める。

外国往来船	交通経由場所
(1)～(12) (省略)	(省略)
(13)金城ふ頭60号から62号までの岸壁にけい留する船舶	左欄に掲げる岸壁に設置された保安用フェンス等の開門ゲート
(14)～(15) (省略)	(省略)
(16)金城ふ頭82号から85号までの岸壁にけい留する船舶	左欄に掲げる岸壁に設置された保安用フェンス等の開門ゲート

2. 記2を次のとおり改める。

場所の名称	所在地	備考
(1)～(3) (省略)	(省略)	
(4) 金城ふ頭 52号から62号までの岸壁、72号から85号までの岸壁	名古屋市港区金城ふ頭一丁目、二丁目及び三丁目	

附 則

この公示は、令和元年10月17日から施行する。